（造請－42）　　（案）

造林事業請負契約書

１事　業　名　　造林事業（足川山95い２林小班外５　地拵作業外６）

２事業場所　　高知県幡多郡黒潮町奥湊川　足川山国有林95林班い２小班外５
（別紙図面のとおり）

３事　業　量　　別紙事業内訳書のとおり

４事業期間　　令和　　年　　月　　日 から
令和 ８ 年 １ 月 30 日 まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり

５請負金額　　金
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金　　）
〔注〕（　）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

６選択条項　　別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（適用されるものは〇印、削除されるもの×印。）

適用削除区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の　　以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
〇	部分払	2 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

７ 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和７年３月19日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　住所　高知県四万十市中村丸の内1707-34
氏名　分任支出負担行為担当官
四万十森林管理署長　増原　俊光

請負者　住所
氏名

（造請－43）

事　業　内　訳　書

記入番号	作業種	国有林名	林小班	面積（数量）	単位	樹種・本数			事業期間等
						スギ	ヒノキ	計	
2	地拵	足川山	95い2	5.13	ha				自　契約締結日の翌日 至　令和８年１月30日 普通筋置（全刈）
	小計			5.13	ha				
2	植付	足川山	95い2	5.13	ha		11,286	11,286	自　契約締結日の翌日 至　令和８年１月30日 2,200本/ha
	小計			5.13	ha		11,286	11,286	
1	植付(補植)	足川山	95い21	0.34	ha		748	748	自　契約締結日の翌日 至　令和８年１月30日 2,200本/ha
	小計			0.34	ha		748	748	
1	鹿防護網設置	足川山	95い2	1,850	m				自　契約締結日の翌日 至　令和８年１月30日
	小計			1,850	m				
1	単木保護具設置	足川山	95い21	0.34	ha				自　契約締結日の翌日 至　令和８年１月30日
	小計			0.34	ha				
14	下刈	足川山	95い21	4.36	ha				別途協議 筋刈
15	下刈	足川山	96ろ1	4.60	ha				別途協議 全刈
16	下刈	足川山	96ろ2	8.34	ha				別途協議 全刈
17	下刈	郷ノ谷山	101は11	4.41	ha				別途協議 全刈
18	下刈	郷ノ谷山	101は12	2.50	ha				別途協議 全刈
	小計			24.21	ha				
14	防護柵点検・簡易補修	足川山	95い21	1,500	m				別途協議
15	防護柵点検・簡易補修	足川山	96ろ1	1,500	m				別途協議
16	防護柵点検・簡易補修	足川山	96ろ2	2,500	m				別途協議
17	防護柵点検・簡易補修	郷ノ谷山	101は11	1,600	m				別途協議
18	防護柵点検・簡易補修	郷ノ谷山	101は12	1,500	m				別途協議
	小計			8,600	m				
	計			35.15 10,450	ha m		12,034	12,034	

1.本数伐採率は実地調査（収穫調査）の本数伐採率とする。
2.樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は（本）、除伐２類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率（%）、下段はha当たりの目安伐採本数（本）である。

材　料　仕　様　書

１ この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

２ 材料の規格及び数量

材　料　名	品質・規格	数　量	単位	備　考
ヒノキコンテナ苗木	150cc　苗長35cm上　根元径3.5mm上	12,034	本	
コンテナ苗木袋	1袋40本入	302	枚	
鹿防護網	1セット50m	37	セット	下記５のとおり
単木保護資材	1セット1本	748	セット	下記６のとおり

箇所別内訳

林小班	材料名	数量	材料名	数量	材料名	数量
95い2	ヒノキコンテナ苗木	11,286本	コンテナ苗木袋	283袋	鹿防護網	37セット
95い21	ヒノキコンテナ苗木	748本	コンテナ苗木袋	19袋	単木保護資材	748セット

３　請負者は、２を購入した場合は、遅滞なく納品書を監督職員へ提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

４　請負者は、上記２の苗木について、花粉の少ない苗木（特定苗木等）が調達可能な場合は優先的に使用すること。

５　請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

６　鹿防護網は、下記を1セットとする。

支柱利用（キャップ有）

番号	名称	品質・規格	数量	単位
①	ネット	2.4m×50m　50mm目合 上段1.0mポリエチレン（400D/30本以上） 中段1.0mステンレス入り（400D/30本以上　φ0.29　4本） 下段0.4mポリエチレン（400D/30本以上） 視認性の良い色	1	枚
②	上張りロープ	8mm×55m　PEロープ	1	巻
③	下張りロープ	8mm×55m　PEロープ	1	巻
④	裾控えロープ	8mm×55m　PEロープ	1	巻
⑤	支柱控えロープ	6mm×55m　PEロープ	1	巻
⑥	支柱	φ33×2400mm　FRP	15	本
⑦	支柱キャップ	φ33～35用	15	個
⑧	アンカー（押さえ用）	400mm以上　4方向返し付き	90	個
⑨	アンカー（押さえ用）	400mm以上　4方向返し付き	16	個
⑩	結束バンド	200mm	60	本
⑪	フック	φ33～35用	15	個

※ 材料に過不足が生じた場合は、監督職員と協議すること。

７　単木保護資材は、下記を１セットとする。

番号	名称	品質・規格	数量	単位
①	ネット	設置仕様書を満たす寸法以上（5年以上の機能維持能力がある製品、又はその実績がある製品）	1	枚
②	支柱	ネット設置に適した長さと強度を有するもの	1	式
③	留め具	支柱とネットを固定する金具等	1	式
④	押さえ杭	適した長さと強度を有するもの	1	式

８　材料は、この仕様書に定める品質・規格を満たすものを選定しなければならない。
　同等品（品質・規格が同等以上）を選定する場合は、品質・規格が同等品であることが証明できる書類を提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

（造請－　９）

地 拵 作 業 仕 様 書

地拵作業については、造林事業請負標準仕様書第２７条によるほか次のとおりとする。

１　作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。

２　区域内の雑草木は、全部をできるだけ低く刈払うこと。

３　刈払物及び残存する末木枝条類（以下「刈払物等」という）は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。

(1)　筋　　置

ア　植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難い場合は監督職員の指示によること。

植　幅　　２．５ｍ　　筋置幅　　１．５ｍ

イ　刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。

ウ　植幅、置幅については、（１）アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の 20%以上減にならないもの又は置幅の 20%以上増にならないこと。

(2)　枝条存置

ア　刈払物のうち不安定な状態のものは、枝払い又は適宜の寸法に切断して、できるだけ地表面に密着するよう存置する。

イ　刈払物が特に多い箇所は、植付に支障のないよう一部筋置を併用し、局部に集積することのないよう留意すること。

(3)　線 地 拵

ア　植筋線の刈払物等は、地上 20 ㎝以上ある場合植筋線外に片寄せる。この場合、不安定なものは、枝払い又は適宜の寸法に切断するなどの処置を講ずること。

（注）植筋線とは、等高線沿いに通常歩行できる程度のものである。

(4)　上記作業方法別区域については、監督職員が現地において図面に基づき指示するものとする。

(5)　指示区域について、特定仕様により難い場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施するものとする。

（造請―１３）

植付作業仕様書（コンテナ苗植栽）

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第２８条によるほか次のとおりとする。

１　現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。

(1)　植付本数　　ha 当たり　　２，２００本

(2)　列間距離　　２．０ｍ　　苗間距離　　２．３ｍ

(3)　植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が 2cm 程度深くなる深さとする。

２　前項基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。

３　植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第１項の大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。

４　植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないよう土を入れるなどの処置を講じ、地表面より２㎝程度深く垂直に植付けること。

５　植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。

６　地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。

７　苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。

８　苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせずに、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し潅水するなど、苗木の乾燥防止について充分な措置を講ずること。

９　植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。

10　請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。

11　この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

（造請－１４）

補 植 作 業 仕 様 書

１　作業地は現地において、発注者が指示した区域とする。

２　補植位置は、原則として枯損木跡とするが、枯損の原因が植付地点の土地条件によるものと考えられる場合は、苗間方向に移動するものとする。

３　植付方法については、植付作業仕様書による。

４　請負者は別に定める植付日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は提示するとともに作業終了後、発注者に提出すること。

（造請－１７）

下 刈 作 業 仕 様 書

下刈作業については、造林事業請負標準仕様書第３０条によるほか次のとおりとする。

１　作業地は現地において、発注者が指示した区域とする。

２　施工方法等については、事業内訳書及び次のとおりとする。

ア　全刈りは区域内に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、植筋については樹高の１／３以下、置筋については１／２以下に刈り払うものとする。

イ　筋刈りは植筋に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、樹高の１／３以下に刈り払うものとする。

３　植栽木に巻きついている蔓茎類は、すべて根元から切り離し、植栽木の生育に支障のあるものは取り除くこと。

４　刈払いに際しては、特に植栽木の梢頭部を損傷しないよう注意し倒伏もしくは土砂に埋れたもの等があるときは、適宜の処置を講ずること。

５　刈払いした雑草木竹類は、植栽木の障害にならないよう処理すること。

６　契約約款第３２条及び第３８条による検査の結果、植栽木の損傷が次の許容損傷率を超えた場合は、発注者は請負者に対して損害賠償の請求をすることができるものとし、その額は、発注者が別に定める賠償基準により算定した額によるものとする。

経過年	１年以内	２年以内	３年以内	４年以内	５年以内
許容損傷率	５％	４％	３％	２％	１％

７ 作業中に獣害防護ネット等を切断・破損した場合は同等品程度の部材で補修すること。

防護柵点検・簡易補修仕様書（下刈作業時）

（作業の定義等）

1.　下刈作業時において、既に防護柵（防護ネット）を設置している箇所を請負者が「点検」、「簡易補修」を行うことにより効率的・効果的な獣害対策を図ることを目的とする。

（作業要領）

2.　具体的な報告の内容については、以下のとおりとする。

（1）　請負者は、下刈作業の区域に設置している防護柵（全周囲）について、徒歩により巡視点検を行う。

（2）　巡視点検により補修が必要な箇所（傾斜した支柱の復元、ロープの張替え及び張り具合の調整、破損箇所の部分補修、アンカー杭の補修等）の簡易な補修。

- シカ防護柵の支柱、ネット、張りロープ、押さえロープ等の外観をシカ防護柵設置仕様書及び定規図を参考に目視により観察し、異常の有無、損傷の状況等を確認する。

（3）　大きな補修箇所（簡易な補修では対応できない破損箇所等）の確認。

なお、補修に係る資材については、発注者が請負者に支給する。

（報告）

3.　報告については、以下のとおりとする。

（1）　損傷箇所及び補修箇所等については、様式１により報告するとともに、事業図に損傷箇所等を記載したものを様式１に添付し、監督職員に下刈完了時に提出すること。

- 補修箇所は実施した補修内容及び補修前・後の写真を撮影し添付すること。

（2）　異常がない場合についても、その旨を記載し、様式１により監督職員に提出すること

（その他）

4.　下刈作業時に防護柵を損傷させた場合には、請負者が同等品程度の部材で補修する。

様式１

防護柵点検・補修表

国有林名	林小班	点検実施日	点検者
		点検実施日	点検者

全周	延長（m）

補修箇所			大きな補修箇所	
実施箇所	破損原因	補修内容	実施箇所	破損原因
①			❶	

【記載方法等】

１．破損原因、補修内容については、以下により記載すること。

○破損原因

破れ
穴あき
シカ絡まり
支柱倒れ
支柱折れ
ロープ切れ
その他（具体的に）

○補修内容

補修
交換
その他（具体的に）

２．破損原因が複数の場合は、主の原因を記載する。

３．「①」は補修箇所、「❶」は大きな破損箇所。

獣害防護網設置仕様書及び標準図

1. 設置箇所は、発注者が指示した箇所とする。

2. 獣害防護網は下記の寸法を基本として設置する。

3. 獣害防護網の設置箇所は枝条及び下草を確実に取り除くこと。

4. 獣害防護網の下張りロープ及び裾控えロープは確実に地面に固定すること。

5. 監督職員の指示する箇所に、出入口を取り付けること。

6. 材料使用日誌に記録し、監督職員の要求に応じて提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。

7. この仕様書及び標準図により難い場合は、監督職員に申し出て、その指示により実施すること。

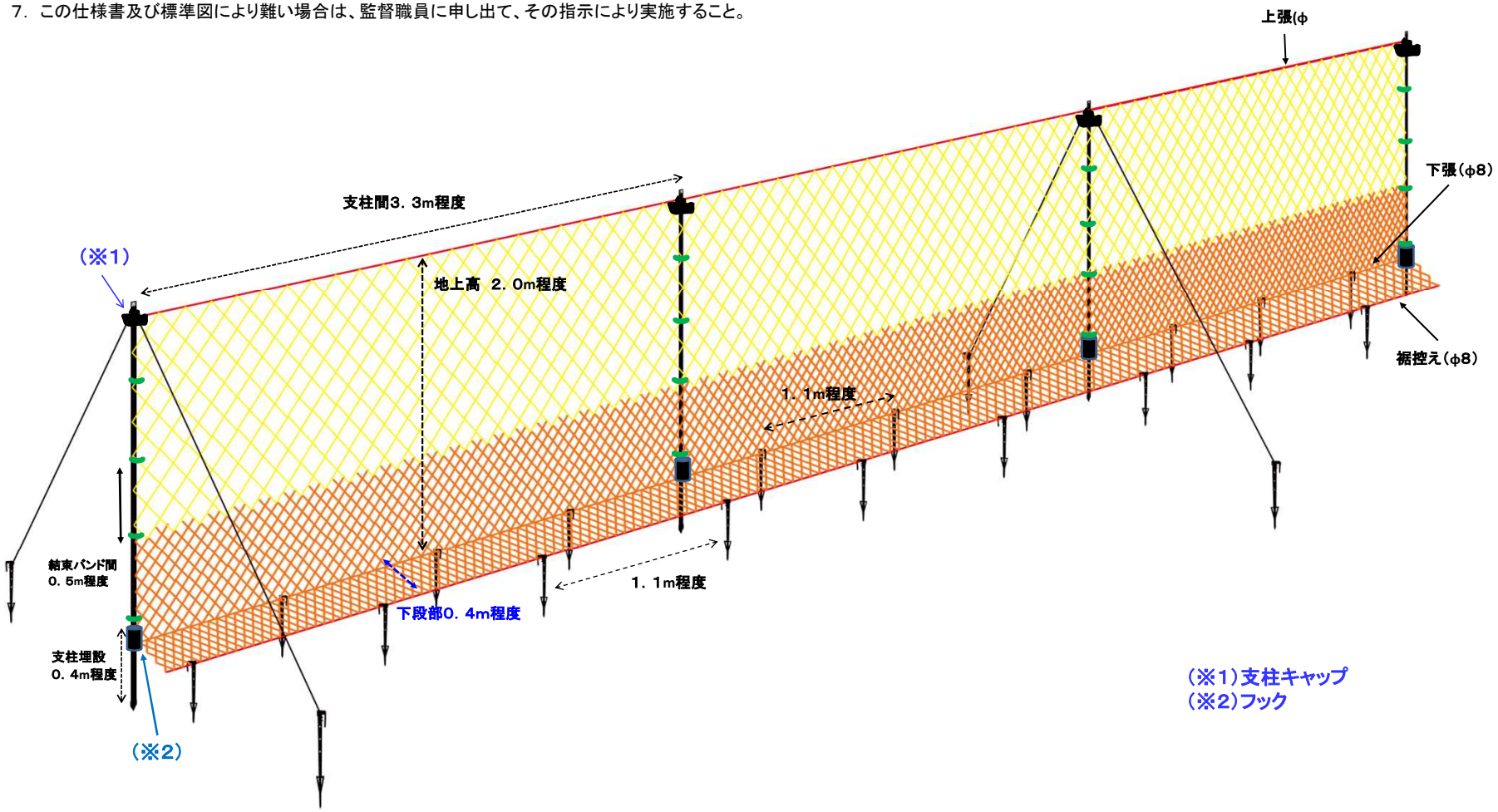

単木保護具設置仕様書及び定規図（ネットタイプ）

1　現地において表示または、指示した区域の植栽木に材料仕様書で定める単木保護具を設置すること。

2　支柱は、地面に打ち込み、しっかりと固定すること。

3　ネットは、真っ直ぐかぶせるとともに、地面とのすき間ができないように杭を打ち込むこと。

4　留め具を用いて支柱とネットを固定すること。

5　材料使用日誌に各人の設置本数を設置日毎に記録し、監督職員の要求に応じて提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。

6　設置については、購入メーカーの製品取扱説明書等を参照すること。

7　この仕様により難い場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施すること。

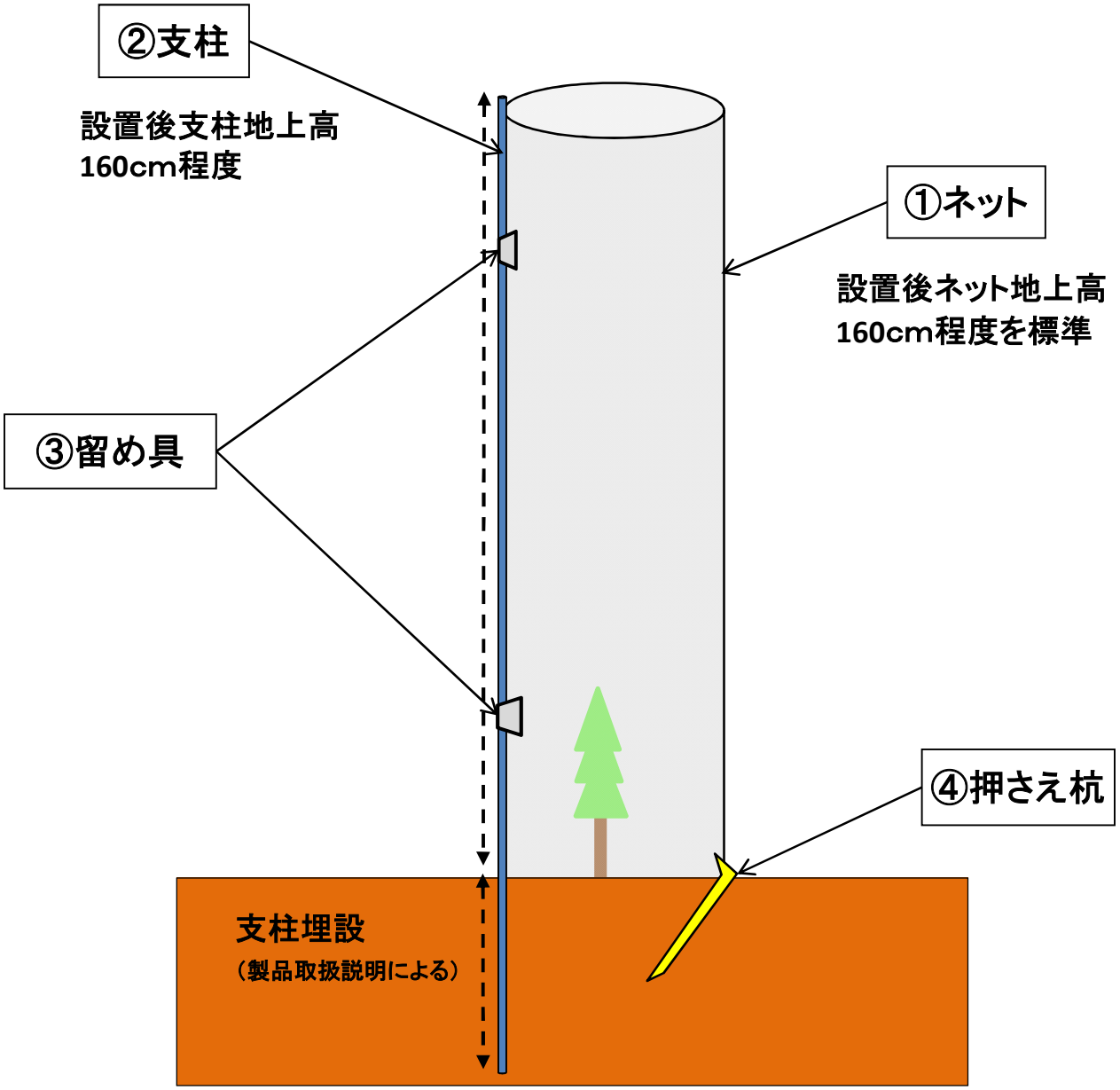

令和　7　年度

造林事業（足川山95い２林小班外５　地拵作業外６）請負箇所 位置図

足川山95林班い２小班

（浮鞭森林事務所）

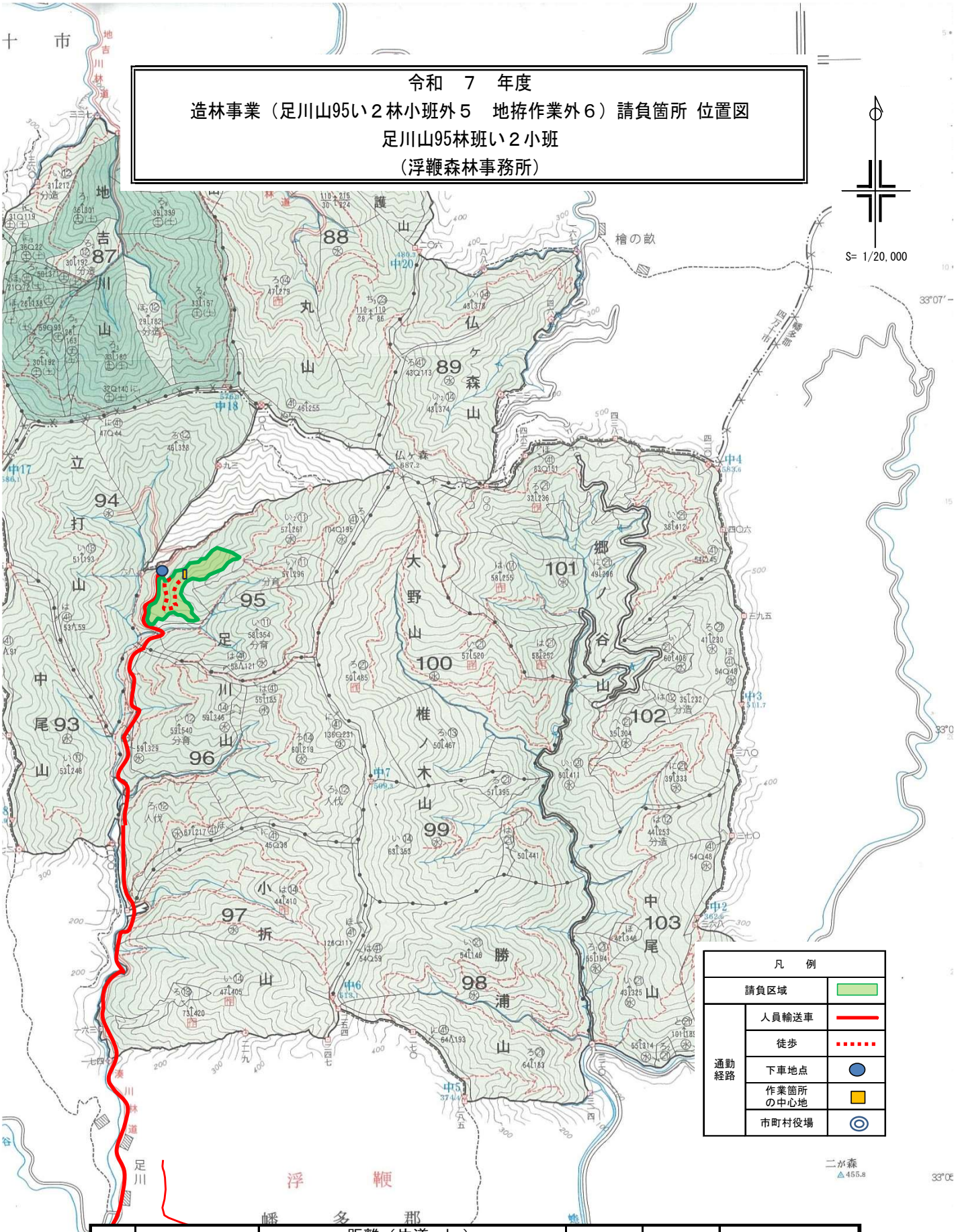

記番	林小班	距離（片道・km）				距離計（km）	時間計（分）	起点
		舗装路（二車線以上）	舗装路（二車線未満）	未舗装	徒歩			
2	95い2	5.8	3.7	3.2	0.4	13.1	28	黒潮町役場本庁

令和　７　年度

造林事業（足川山95い２林小班外５　地拵作業外６）請負箇所 実測図

足川山95林班い２小班

（浮鞭森林事務所）

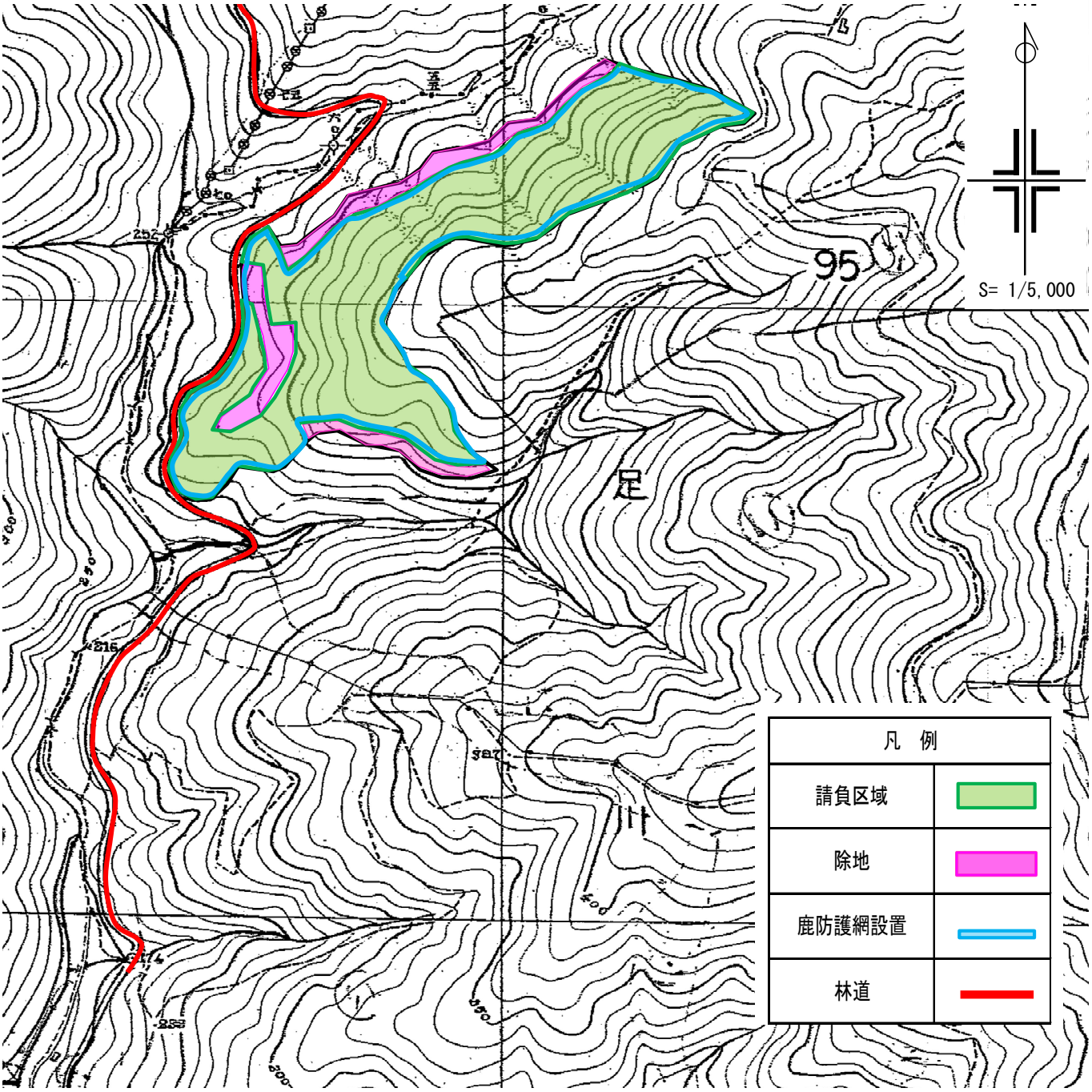

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積数量	控除面積数量			請負面積数量	備　考
					除地				
2	足川山	95い2	地拵	6.02ha	0.89ha			5.13ha	普通筋置（全刈）
1	足川山	95い2	鹿防護網設置	1,850m				1,850m	シカ対策

令和　７　年度

造林事業（足川山95い２林小班外５　地拵作業外６）請負箇所 実測図

足川山95林班い２小班

（浮鞭森林事務所）

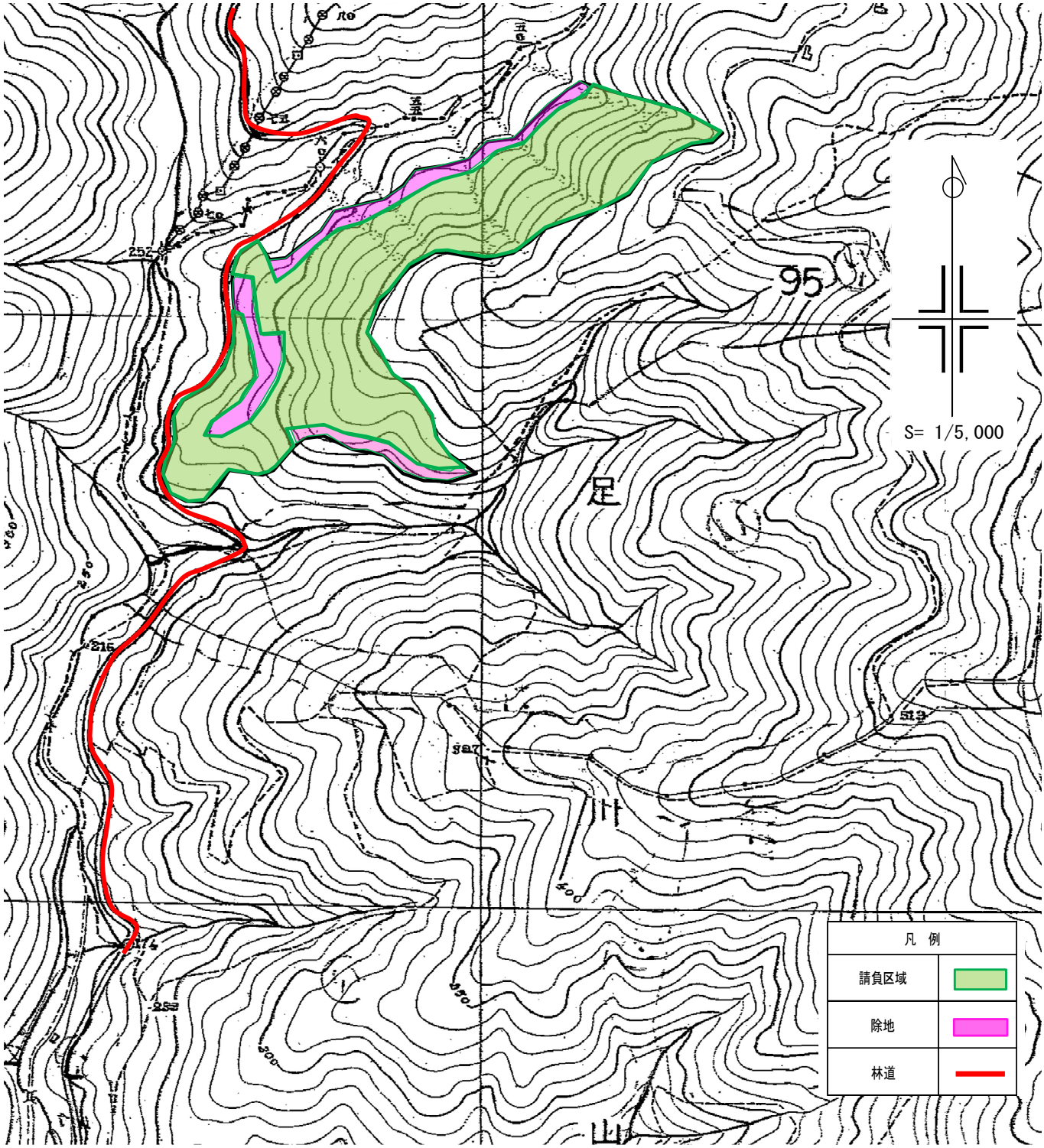

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積数量	控除面積数量		請負面積数量						備　考
							スギ		ヒノキ		計		
					除地		面積	本数	面積	本数	面積数量	本数	
2	足川山	95い2	植付	6.02ha	0.89ha				5.13ha	11,286	5.13ha	11,286	ヒノキコンテナ苗 2,200本/ha

令和　７　年度

造林事業（足川山95い21林小班外５　下刈作業外６）予定箇所 位置図

足川山95林班い21小班

（浮鞭森林事務所）

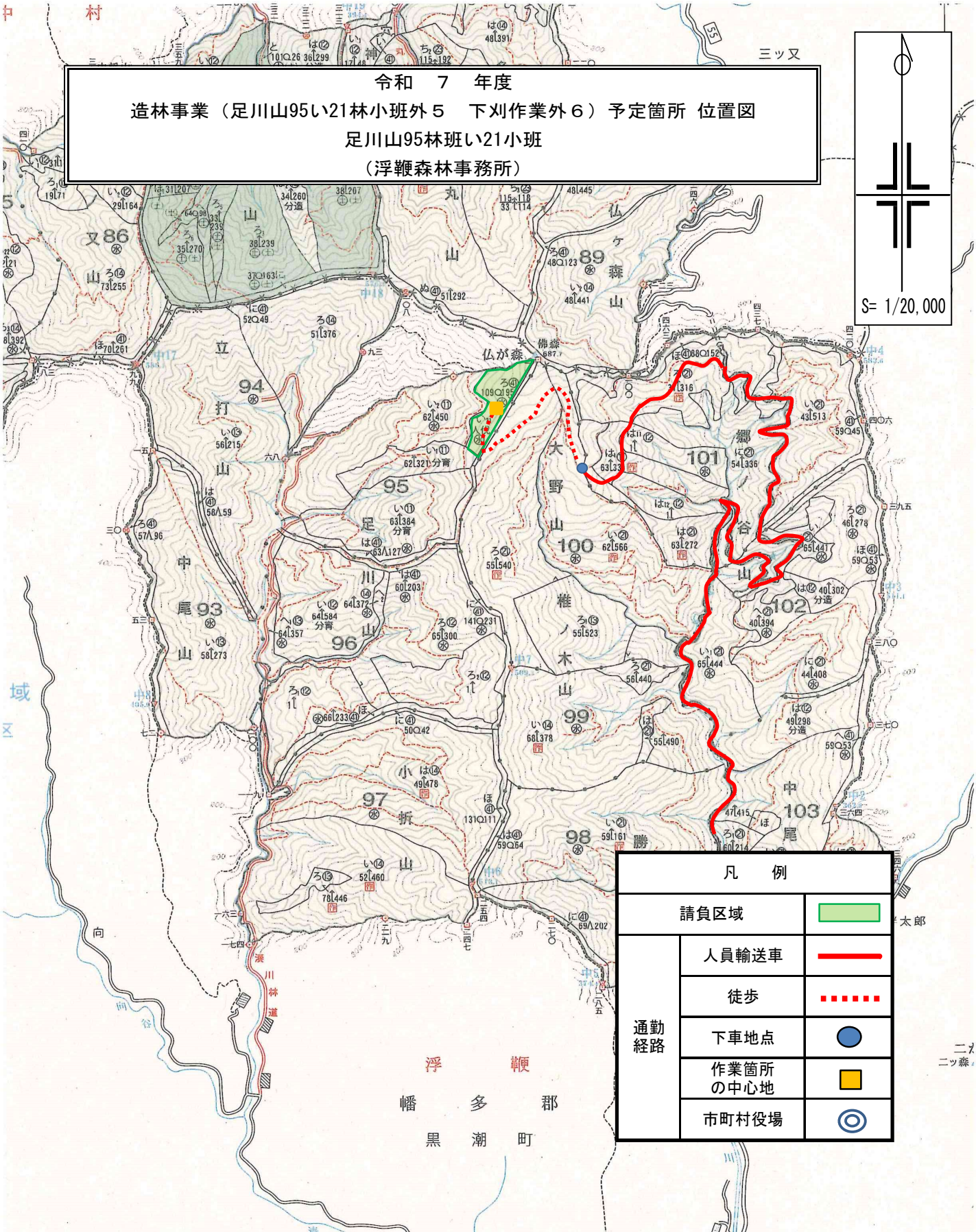

記番	林小班	距離（片道・km）				距離計（km）	時間計（分）	起点
		舗装路（二車線以上）	舗装路（二車線未満）	未舗装	徒歩			
1	95い21	8.8	8.8	1.4	1.0	20.0	46	黒潮町役場本庁

令和　７　年度

造林事業（足川山95い２林小班外５　地拵作業外６）請負箇所 実測図

足川山95林班い21小班

（浮鞭森林事務所）

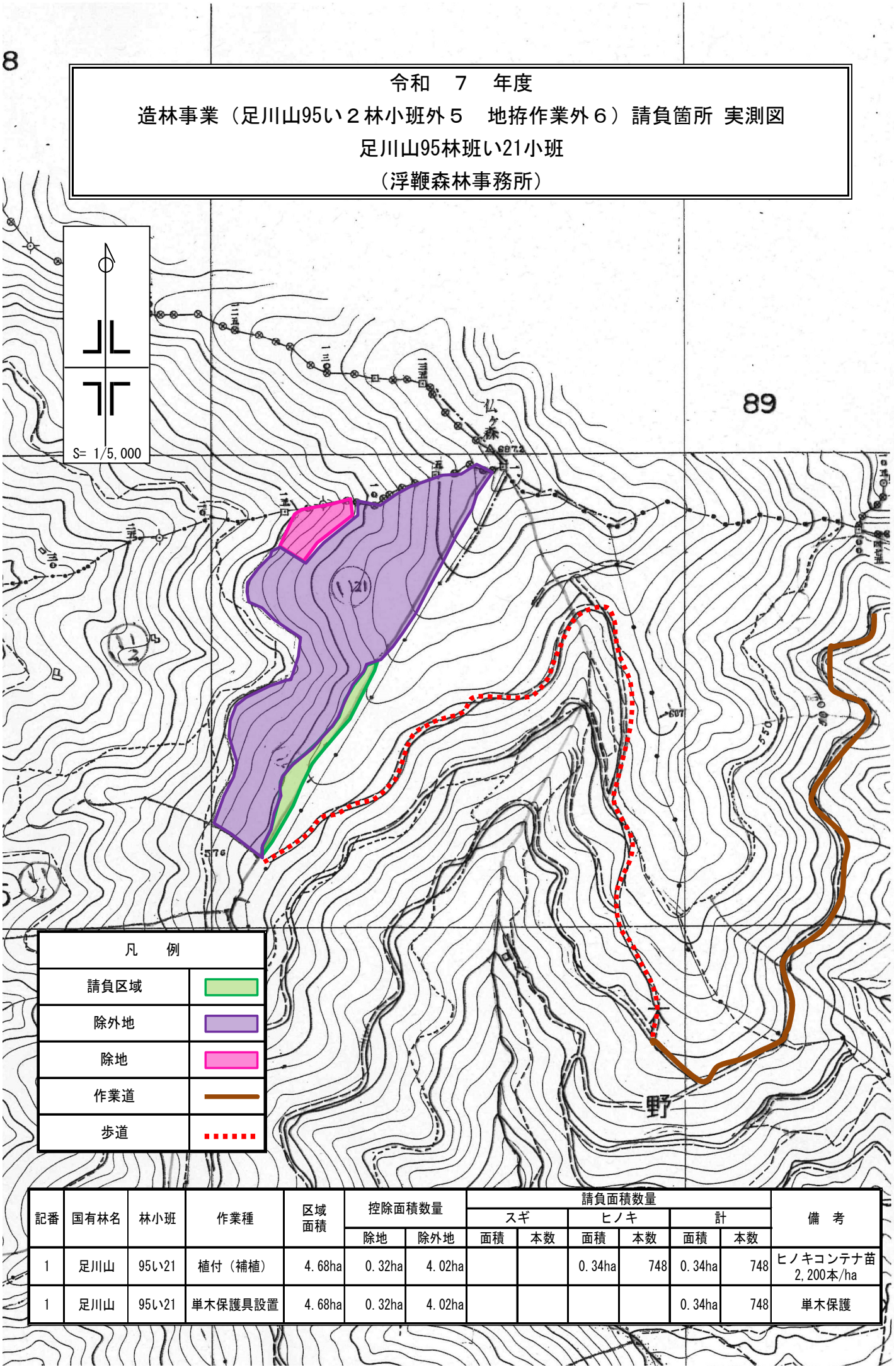

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積	控除面積数量		請負面積数量						備　考
							スギ		ヒノキ		計		
					除地	除外地	面積	本数	面積	本数	面積	本数	
1	足川山	95い21	植付（補植）	4.68ha	0.32ha	4.02ha			0.34ha	748	0.34ha	748	ヒノキコンテナ苗 2,200本/ha
1	足川山	95い21	単木保護具設置	4.68ha	0.32ha	4.02ha					0.34ha	748	単木保護

令和　７　年度
造林事業（足川山95い２林小班外５　地拵作業外６）請負箇所 実測図
足川山95林班い21小班
（浮鞭森林事務所）

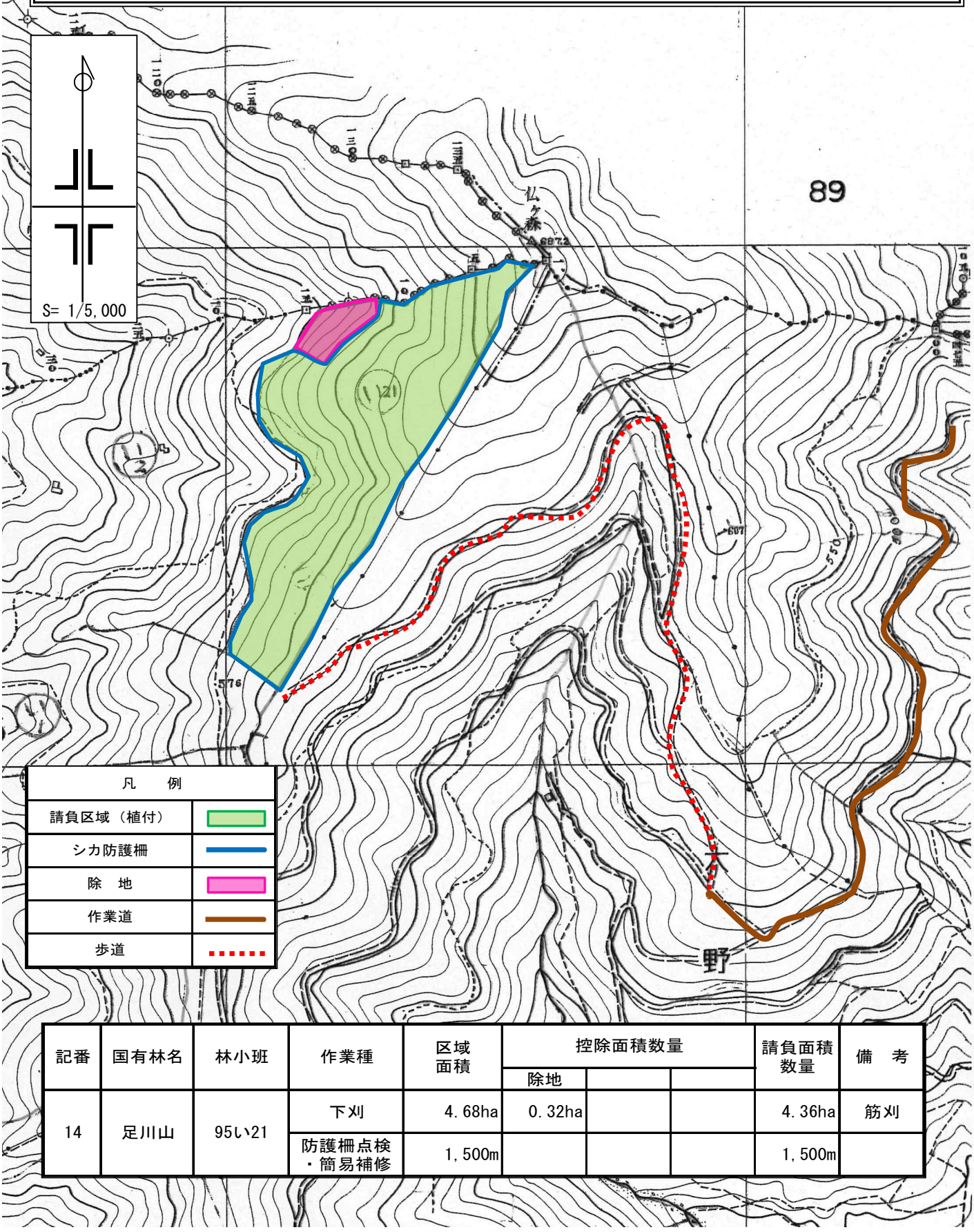

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積	控除面積数量			請負面積数量	備　考
					除地				
14	足川山	95い21	下刈	4.68ha	0.32ha			4.36ha	筋刈
			防護柵点検・簡易補修	1,500m				1,500m	

令和　7　年度
造林事業（足川山95い２林小班外５　地拵作業外６）請負箇所 位置図
足川山96林班ろ１小班外３
（浮鞭森林事務所）

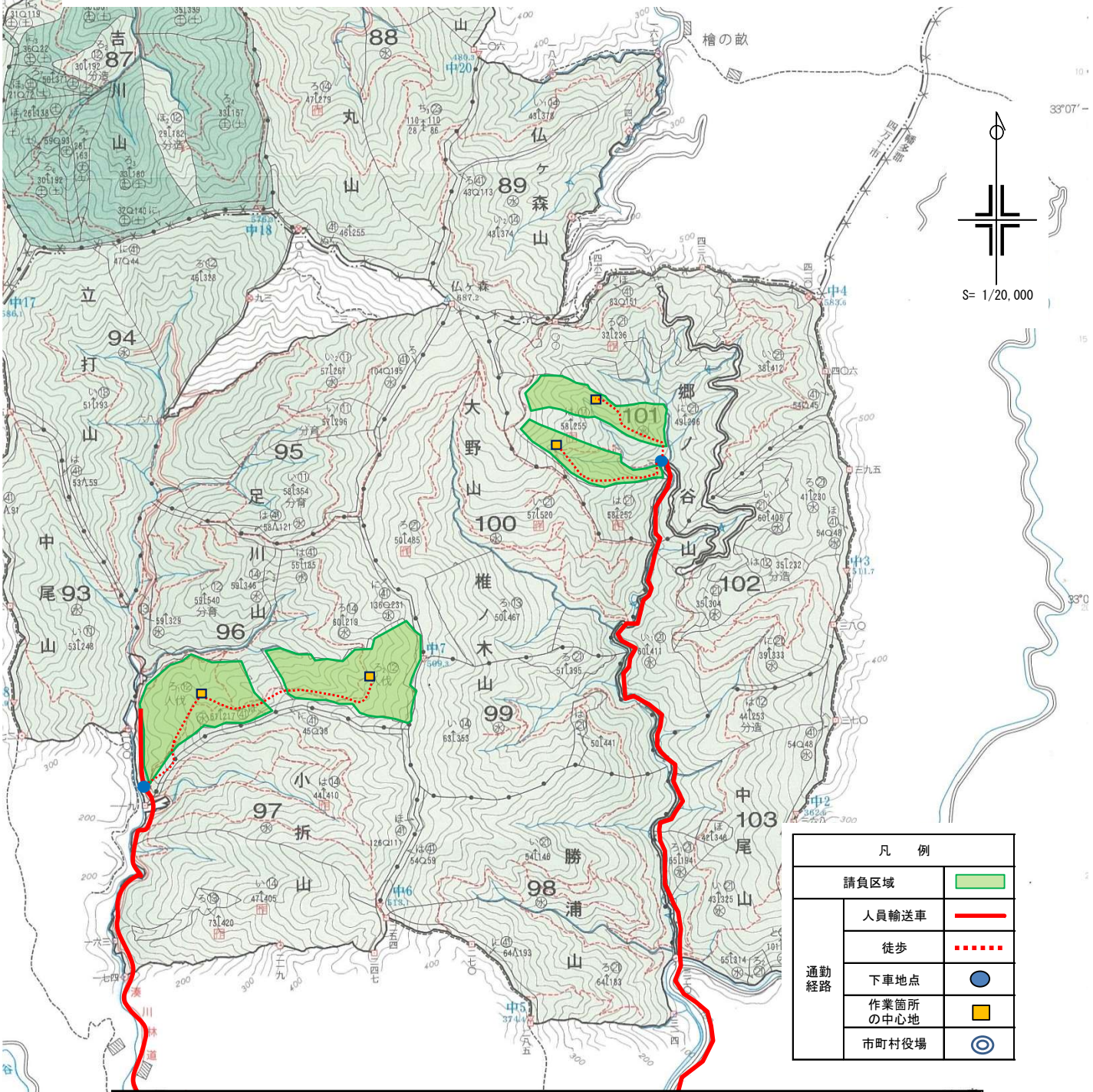

記番	林小班	距離（片道・km）				距離計（km）	時間計（分）	起点
		舗装路（二車線以上）	舗装路（二車線未満）	未舗装	徒歩			
15	96ろ1	5.8	3.7	1.7	0.5	11.7	26	黒潮町役場本庁
16	96ろ2	5.8	3.7	1.7	0.9	12.1	32	黒潮町役場本庁
17	101は11	8.8	6.1		0.4	15.3	29	黒潮町役場本庁
18	101は12	8.8	6.1		0.4	15.3	29	黒潮町役場本庁

令和　７　年度

造林事業（足川山95い２林小班外５　地拵作業外６）請負箇所 実測図

足川山96林班ろ1小班外1

（浮鞭森林事務所）

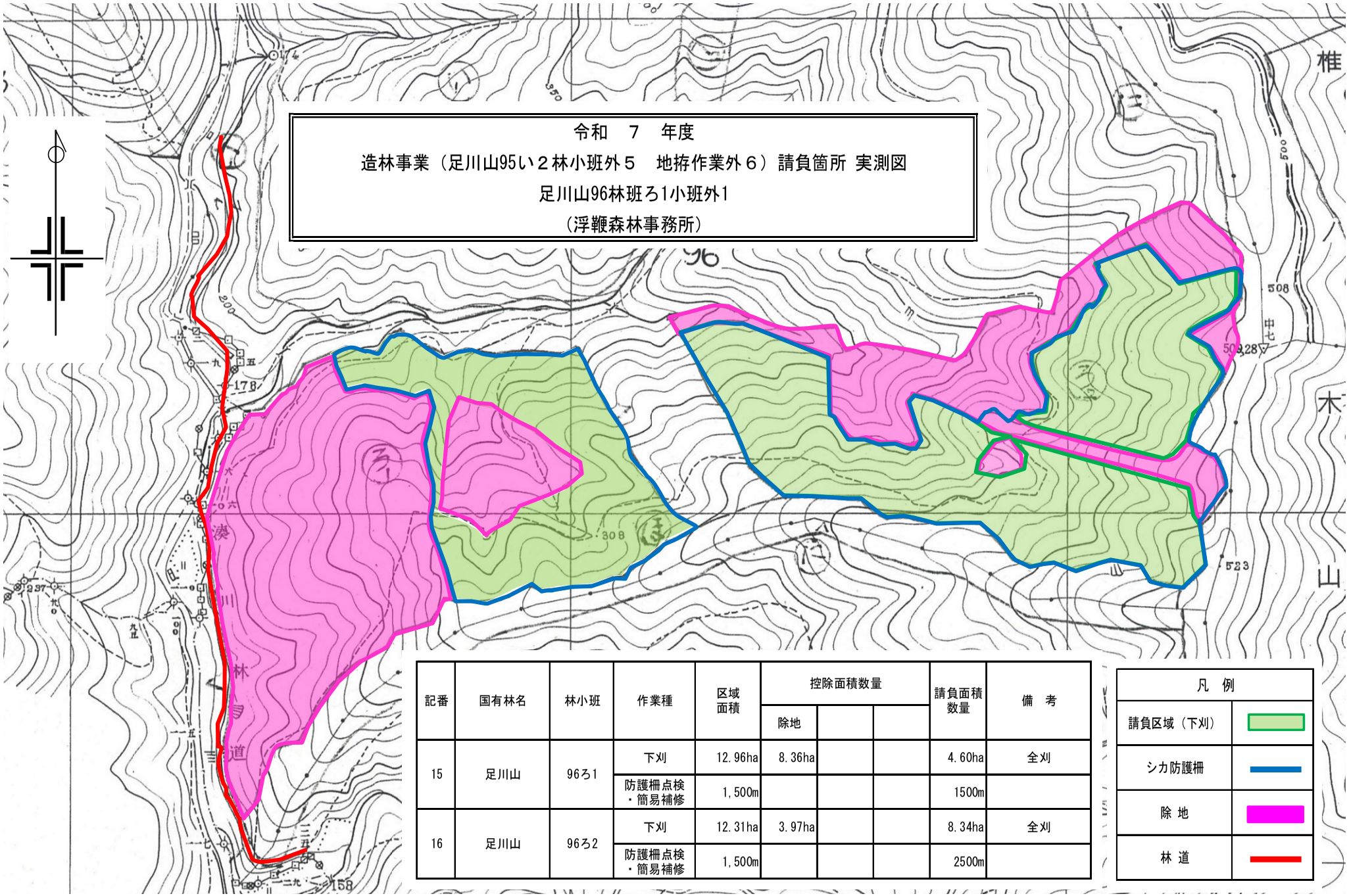

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積	控除面積数量			請負面積数量	備　考
					除地				
15	足川山	96ろ1	下刈	12.96ha	8.36ha			4.60ha	全刈
			防護柵点検・簡易補修	1,500m				1500m	
16	足川山	96ろ2	下刈	12.31ha	3.97ha			8.34ha	全刈
			防護柵点検・簡易補修	1,500m				2500m	

凡　例	
請負区域（下刈）	
シカ防護柵	
除 地	
林 道	

令和　７　年度

造林事業（足川山95い２林小班外５　地拵作業外６）請負箇所 実測図

郷ノ谷山101林班は11小班外１

（浮鞭森林事務所）

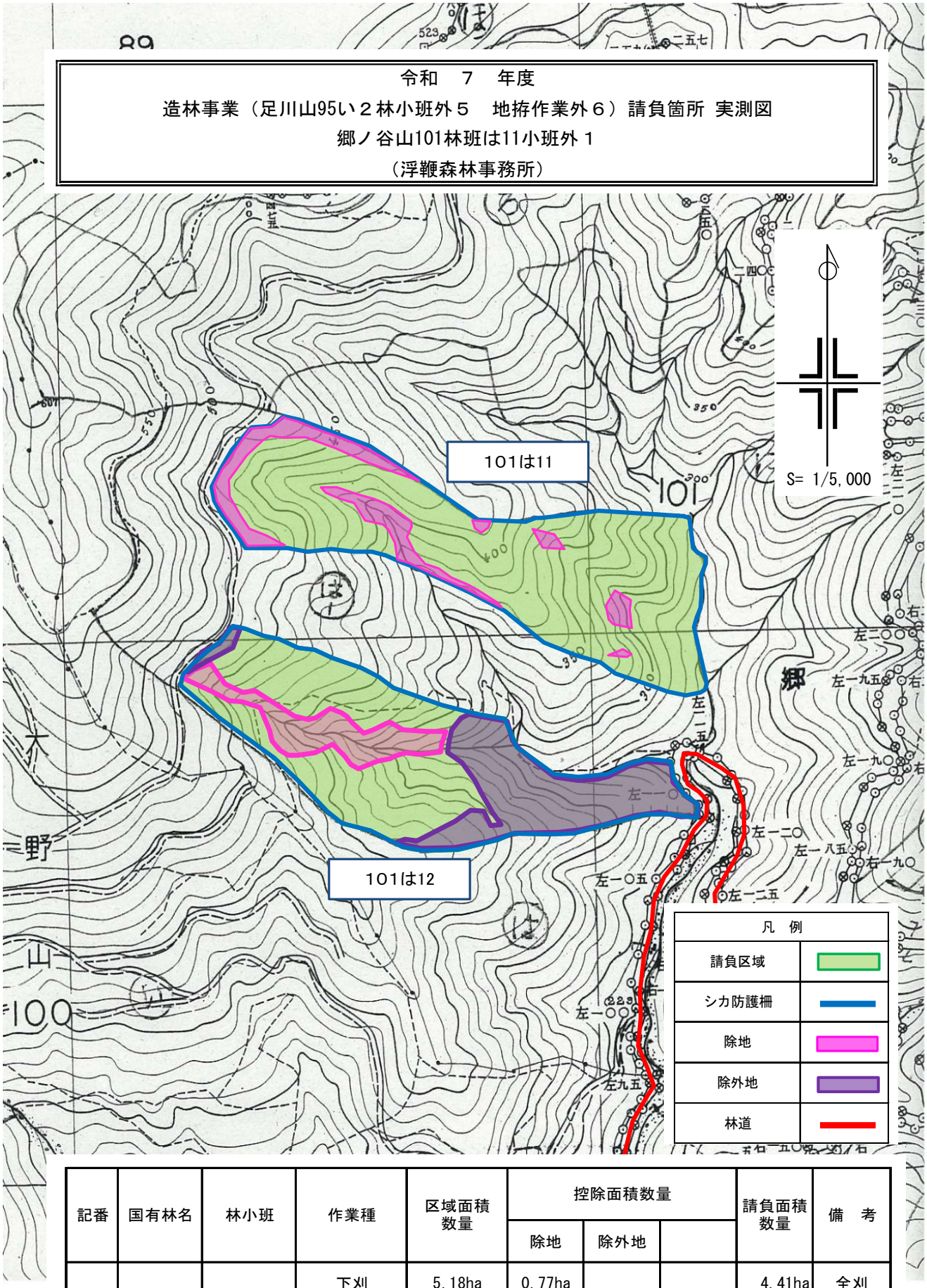

記番	国有林名	林小班	作業種	区域面積数量	控除面積数量			請負面積数量	備　考
					除地	除外地			
17	郷ノ谷山	101は11	下刈	5.18ha	0.77ha			4.41ha	全刈
			防護柵点検・簡易補修	1,600m				1,600m	
18	郷ノ谷山	101は12	下刈	4.71ha	0.61ha	1.60ha		2.50ha	全刈
			防護柵点検・簡易補修	1,500m				1,500m	